

BE KOBE

日本語・生活学習プログラム（仮称） についてお伝えしたいこと

神戸市地域協働局



2026.9.18

神戸市における外国人住民の概況

外国人住民数の推移



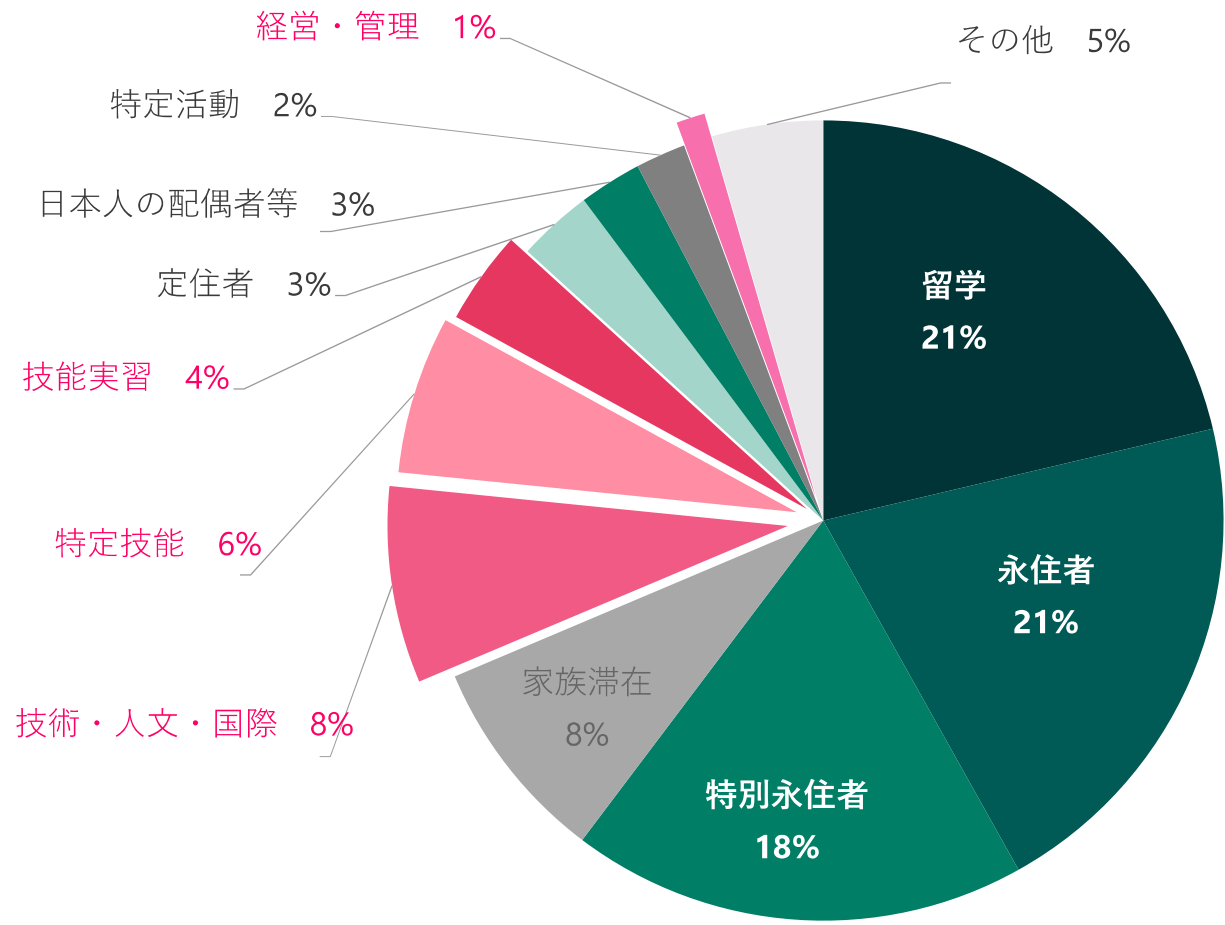
国籍別の状況（2026年 6 月末の上位 5 か国）

国籍	2021年 6月末	2026年 6月末	増減率
中国	12,704	15,471	1.22倍
韓国・朝鮮	15,623	13,952	0.89倍
ベトナム	7,980	9,712	1.22倍
ネパール	1,571	7,008	4.46倍
ミャンマー	323	3,817	11.8倍

2026年 6 月末時点で、
140を超える国と地域の出身者が在住

神戸市における外国人住民の概況

在留資格別の状況（2026年6月末）



就労系

在留資格	人数
留学	14,070
永住者	13,583
特別永住者	12,153
家族滞在	5,511
技術・人文・国際	5,257
特定技能	4,205
技能実習	2,500
定住者	1,998
日本人の配偶者等	1,671
特定活動	1,342
経営・管理	770
その他	2,964
合計	66,024

議論の前提となる国・地方公共団体の役割分担の考え方

①国が果たすべき役割

- 外国人受入に関する政策は、国の責任で対応すべきものである。
- 「日本語・生活学習プログラム（仮称）」についても、体系的かつ効果的なプログラムを国の責任のもとで構築・実施されるべきものであり、地方公共団体が一部役割を担う場合は、全額国庫負担で実施すべきもの。
- 外国人の生活面に関する指導も、企業や教育機関等の受入れ機関の責務とするとともに、遵守状況を適切に監督し、必要な是正措置を講じるなど、実効性を担保する仕組みが必要。

②地方公共団体が果たすべき役割

- 実施主体は国であるべきで、本来、地方公共団体が人的・財政的負担をすべきではない。
- ただし、地域の事情・特性を反映する独自のルールや事業については、国と連携し、学習機会を確保する必要がある。

プログラムの全般について

現状

- ①全国統一的な外国人向けの言語・文化に関する教育プログラムがない。
（標準モデルやガイドラインが整備されていない）
- ②対象は基本的に中長期の在留者（高度専門職、育成就労等一部の在留資格は個別に検討）。
- ③日本語能力の水準と在留資格の類型が連動する仕組みになっていない。
- ④在留審査での受講状況等の確認を学習プログラム受講の動機付けとすることを検討。

求める対応

- ①教材に加え、指導手法や学習内容についての標準化。
- ②新渡日に限らず、一定期間以上在留している外国人も必要に応じて対象とするべき。
- ③受講前のレベルチェックを行い、日本語レベルに応じた内容を提供できる制度とするべき。
- ④在留資格更新時等におけるプログラムの受講状況や日本語能力の確認。

プログラム受講の動機付けを在留資格審査への反映に関連させることで、実効性のある受講の動機付けをはかるとともに、最低限の理解度を確認する仕組みを通じて、在住外国人が必要な情報について、自ら行政に求めたくなる仕組みの構築も検討する必要がある。

プログラムの全般について

現状

- ⑤ 現存の試験（JLPT、EJU等）では、生活する上で必要な日本語能力を測ることができない。
- ⑥ 認定日本語教育機関及び登録日本語教員の不足。



求める対応

- ⑤ 生活日本語の習得状況を可視化できる評価・測定手法の構築が必要。
これに伴って新たなプログラムの検定制度を構築した場合は、地域日本語教育における当該検定試験対策の学習を国の交付金事業※の対象に含め、地域日本語教育における学習動機を高めることが望ましい。 ※文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等
- ⑥ 神戸市内に認定日本語教育機関は留学分野の1校のみであり、生活分野は全国的にも存在しないため、今後は特に就労・生活分野の増加に取り組むことが必要。
今後の日本語教育における役割やニーズの拡大に応じた登録日本語教員数を確保できるよう、登録日本語教員が活躍でき、地方公共団体も含めた関係者が活用しやすい制度設計を行うとともに、積極的な広報で必要な登録者数を確保する必要がある。

プログラムの全般について

主な論点

⑦受入れ機関の役割

特に次の内容を中心とする学習支援の在り方について

- ・ 家族(「家族滞在」)を含めた受講状況の確認及び受講支援
- ・ 本人と家族に対する対面講座の受講促進



求める対応

- ⑦受入れ機関の役割分担については、雇用主である企業に対して、外国人就労者本人とその帯同家族に対する学習支援の範囲を明確に示した上で、企業に確実な実施を強く求めるべき。

地方公共団体の取組との関係

主な論点

(1) 地方公共団体（都道府県・市区町村）における取組

- ①地方公共団体における対面講習の重要性について
- ②国による標準コンテンツ（デジタルコンテンツ、教材等）の活用について
- ③地方公共団体による地域事情（地域独自のルール、方言等）の学習について



本市の意見・国に求める役割

- ①日本語学習者から対面型の需要は強く、学習効果や学習意欲の維持・向上に効果的。
- ②標準コンテンツを活用した指導手法や学習内容の体系化及び全国的な標準化。
デバイスや通信環境の担保。
- ③「地域の事情・特性を踏まえた学習内容」について、全国共通でプログラムに盛り込むべき項目の明示（例：ごみ出しルール、防災・避難に関する情報など）。
プログラムに盛り込む場合、整備を検討するオンデマンドのeラーニングに、国と連携して動画コンテンツを提供する方法が現実的（コンテンツの制作・更新に要する経費は全額国庫負担）。

地方公共団体の取組との関係

主な論点

(2) 国と地方公共団体との連携

- ① 地方公共団体が行う講習（対面式等）をプログラム内の取組に位置付け

※法務大臣政務官PT報告書（3）地方公共団体との連携 より

- ② 地方公共団体の対面講習等の取組に関する国の支援の在り方について



本市の意見・国に求める役割

- ① 地方公共団体が行う講習（対面式等）をプログラム内の取組に位置付けることについては、本件プログラムの対象者数が非常に大規模になると想定されるため、人材の確保や国による財源の手当（全額）、試行期間の確保が必要。
- ② 対面講習の安定的な実施に向けた実施場所や人材確保に関する支援。
特に、対面講習等の大規模実施に要する経費は、より高額になることに留意。